

## 保険外併用療養費のご案内

健康保険では、保険が適用されない保険外診療があると保険が適用される診療も含めて、医療費の全額が自己負担となります。

ただし、保険外診療を受ける場合でも、厚生労働大臣の定める「評価療養」と「選定療養」については、保険診療との併用が認められており、通常の治療と共通する部分（診察・検査・投薬・入院料等）の費用は、一般の保険診療と同様に扱われます。

当院での「保険外併用療養費」は以下のとおりとなっております。

### 【選定療養】

#### ・特別の療養環境（差額ベッド）

病棟名	病室番号		料金
1病棟(3階)	301・321・322(冷蔵庫付)	1人室	3,000円
	302・303・304・305・306	1人室	2,000円
	315	2人室	1,000円
2病棟(4階)	419・420(冷蔵庫付)	1人室	3,000円
	401	1人室	2,000円

#### ・180日以上の入院

(超過入院) 第367号 徴収開始年月日：平成18年4月1日

(一般入院) 10対1 徴収料金1,700円/日